平成２２年（フ）第１１２号
鳥取県米子市中島１丁目14番６号
債務者　田草　利幸
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３５３号
愛媛県松山市門田町243番地、住民票上の住所愛媛県松山市泊町1460番地
債務者　小林　直樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３５４号
愛媛県松山市門田町243番地、住民票上の住所愛媛県松山市泊町1460番地
債務者　小林　聖子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６０号
愛媛県松山市南久米町517番地４
債務者　和家　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
愛媛県今治市宮窪町宮窪2558番地、旧住所愛媛県今治市宮窪町宮窪2534番地
債務者　矢野　嘉彦
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７５号
愛媛県今治市宮下町３丁目甲1470番地　城山ハイツ209号
債務者　河野千代子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７６号
愛媛県今治市大西町新町甲1055番地　鳥越寮１―105号室、前住所愛媛県今治市大西町九王甲2118番地１、前々住所長崎県佐世保市星和台町24番16号
債務者　嵜山　貴史
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４５２号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番３―707号
債務者　中井　章裕
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５３号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番３―707号
債務者　中井　輝美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５４号
北九州市門司区永黒１丁目９番33号
債務者　藤原　秀夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５５号
北九州市門司区永黒１丁目９番33号
債務者　藤原　年子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８０４号
北九州市若松区大字竹並2115番地
債務者　白橋　守司
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０１号
北九州市門司区清見１丁目11番44号
債務者　川村世紀子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８４号
北九州市小倉南区北方３丁目56番２―201号
債務者　廣野　美代
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７号
福岡県田川市大字糒2182番地
債務者　山口　友恵
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３２２号
大分県由布市挾間町向原255番地４
債務者　那須　光江
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４５６号
大分市政所２丁目11番11号　インテリジェントコーポ№５―302
債務者　西銘　妙子（旧姓竹野内）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係